独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する 法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(概要)

I 改正の趣旨

独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律(平成27年法律第17号。以下「整備法」という。)の施行に伴い、関係政令の整備等を行うとともに、必要な経過措置を定めるもの。

Ⅱ 改正の内容

- (1) 関係政令の整備等
 - ① 中小企業退職金共済法施行令等の一部改正
 - ア 共済契約者が中小企業者でない事業主となった場合の確定拠出年金(企業型)への資産移換
 - 共済契約者が中小企業者でない事業主となった場合に資産移換を行う ことのできる制度として、新たに確定拠出年金(企業型)を規定する。
 - ・ 上記の資産移換に係る被共済者が、当該共済契約者に年齢が 60 歳に達する日より前から引き続き雇用されている者であれば、企業型年金規約で定めるところにより、年齢が 60 歳を超えても(※65 歳が上限)企業型年金加入者となることができることとする。
 - イ 特定退職金共済事業を実施している団体が当該共済事業を廃止した場合 における受入金額の受入れ
 - ・ 独立行政法人勤労者退職金共済機構が受入金額を受け入れた場合における掛金納付月数への通算に係る金額の算定は、一般の中小企業退職金 共済制度における責任準備金に相当する金額に基づき行う。
 - ・ 受入金額から上記の責任準備金に相当する金額を控除した残余額に対し付与する利率は、年1パーセントとする。
 - ※ 付加退職金が支給される年度においては、付加退職金に相当する利率を加算する。
 - ウ 差額給付金の廃止に伴う通算制度の拡充
 - ・ 被共済者が特定業種退職金共済制度間又は一般の中小企業退職金共済制度と特定業種退職金共済制度との間を移動した場合における掛金納付月数への通算に係る金額の算定は、移動後の制度における責任準備金に相当する金額に基づき行う。
 - 差額給付金の廃止に伴い、移動後の制度へ繰り入れる金額から上記の 責任準備金に相当する金額を控除した残余額に対しては、以下の利率の 複利により計算して得た額の元利合計額を退職時に支給する。
 - 【一般の中小企業退職金共済制度へ移動した場合】
 - 一般の中小企業退職金共済制度における予定運用利回りに相当する

利率(年1パーセント。付加退職金が支給される年度においては、付加退職金に相当する利率を加算する)

【特定業種退職金共済制度へ移動した場合】

各特定業種退職金共済制度における予定運用利回りに相当する利率 (建設業は年3.0パーセント、清酒製造業は年2.3パーセント、林業 は年0.5パーセント)

- エ 厚生労働大臣が指定する特定業種退職金共済制度(建設業を予定)の退 職金額等の見直し等
 - ・ 厚生労働大臣が指定する特定業種退職金共済制度は、退職金の支給要件である特定業種掛金納付月数の期間が12月に短縮されることに伴い、特定業種掛金納付月数の期間が12月以上24月未満となる被共済者について、一般の中小企業退職金共済制度と同様に、当該被共済者に係る納付された掛金の総額を下回る金額を退職金として支給する。
 - ・ 併せて、建設業退職金共済制度における退職金の予定運用利回りを、 現行の2.7パーセントから3.0パーセントへ引き上げる。
- ② 独立行政法人労働者健康福祉機構法施行令等の一部改正
 - ・ 独立行政法人労働者健康福祉機構の名称が独立行政法人労働者健康安全 機構に改称されるとともに、独立行政法人労働安全衛生総合研究所が解散 し、その権利・義務を独立行政法人労働者健康安全機構が承継することに 伴う所要の規定の改正を行う。

(2) 経過措置

- ・ 独立行政法人労働安全衛生総合研究所が解散することにより国が承継する資産の範囲等について定める。
- (3) その他(1)、(2)に伴う経過措置を定めるほか、所要の改正を行う。

Ⅲ 根拠法令

・ 整備法附則第8条第3項及び第8項、第9条第3項(同法附則第17条第3項 において準用する場合を含む。)、第17条第1項、第18条並びに第20条 等

Ⅳ 施行期日

平成28年4月1日(一部公布の日)